

広島県告示第百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県呉市焼山町、同市呉市苗代町、同市焼山中央四丁目、同市焼山東二丁目及び同市神山一丁目地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神山川（一五）	土石流	次の図のとおり	神山川（一五）	土石流	次の図のとおり
三ツ石川（一六c）	土石流	次の図のとおり	三ツ石川（一六c）	土石流	次の図のとおり
三ツ石川（一六隣一）	土石流	次の図のとおり	三ツ石川（一六隣一）	土石流	次の図のとおり
焼山川（一七隣一）	土石流	次の図のとおり	焼山川（一七隣一）	土石流	次の図のとおり
焼山川（一七隣二）	土石流	次の図のとおり	焼山川（一七隣二）	土石流	次の図のとおり
神山三（五〇〇五）	土石流	次の図のとおり			
神山三（五〇〇五隣a）	土石流	次の図のとおり			
神山三（五〇〇五隣b）	土石流	次の図のとおり			
原垣内川右支溪（六四五四）	土石流	次の図のとおり	原垣内川右支溪（六四五四）	土石流	次の図のとおり
原垣内川右支溪（六四五五）	土石流	次の図のとおり	原垣内川右支溪（六四五五）	土石流	次の図のとおり

原垣内川右 支溪（六四 五六）	土石流	次の図のとおり	原垣内川右 支溪（六四 五六）	土石流	次の図のとおり
二瀬川（六 四五九）	土石流	次の図のとおり	二瀬川（六 四五九）	土石流	次の図のとおり
二瀬川右支 溪一（六四 六〇）	土石流	次の図のとおり	二瀬川右支 溪一（六四 六〇）	土石流	次の図のとおり
二瀬川右支 溪二（六四 六一 a）	土石流	次の図のとおり	二瀬川右支 溪二（六四 六一 b）	土石流	次の図のとおり
三ツ石川（ 六四六六）	土石流	次の図のとおり	三ツ石川（ 六四六六）	土石流	次の図のとおり
三ツ石川（ 六四六七）	土石流	次の図のとおり	三ツ石川（ 六四六七）	土石流	次の図のとおり
三石川（六 四六八）	土石流	次の図のとおり	三石川（六 四六八）	土石流	次の図のとおり
三石川（六 四六八隣三 ）	土石流	次の図のとおり	三石川（六 四六八隣三 ）	土石流	次の図のとおり
大道田（七 三隣 a）	土石流	次の図のとおり	大道田（七 三隣 a）	土石流	次の図のとおり
大道田（七 三隣 b）	土石流	次の図のとおり	/	/	/
大道田（七 三隣 c）	土石流	次の図のとおり			
大道田（七 三隣 d）	土石流	次の図のとおり			
大道田（七 三隣 e）	土石流	次の図のとおり	大道田（七 三隣 e）	土石流	次の図のとおり
大道田（七 三隣 f）	土石流	次の図のとおり	大道田（七 三隣 f）	土石流	次の図のとおり

三ツ石川（一六隣二）	三ツ石川（一六b）	三ツ石川（一六a）	三ツ石川（七八）	三ツ石川（七隣）	神山二（七六）	苗代二（七五）	梅ノ木（七四隣）	梅ノ木（七四c）	梅ノ木（七四b）	梅ノ木（七四a）	大道田（七三隣g）			
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流			
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			
三ツ石川（一六隣二）	三ツ石川（一六b）	三ツ石川（一六a）				三ツ石川（七隣）	神山二（七六）	苗代二（七五）	梅ノ木（七四隣）	梅ノ木（七四c）	梅ノ木（七四b）	梅ノ木（七四a）	大道田（七三隣g）	
土石流	土石流	土石流				土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。